

家内労働者・委託者のみなさんへ

家内労働法を守りましょう!

(家内労働法の概要)

家内労働法は、家内労働者の生活の安定を目的として、家内労働者の労働条件の向上を図る上で、もっとも基本的な事項について定めています。このパンフレットを参考にして、家内労働法で定められた事項が守られているかどうか点検し、労働条件の向上に努めましょう。



東京労働局・労働基準監督署

はじめに

「**家内労働**」とは、自宅などを作業場として、製造・加工業者や問屋などの業者から物品の提供を受けて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品を部品又は原材料とする物品の製造や加工を行うことをいいます。

「**家内労働法**」は、家内労働者の労働条件の向上を図り、家内労働者の生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など家内労働者に関する最も基本的な事項について定めた法律です。

家内労働者とは

次の五つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含みます。）から委託を受けること。
〔一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。〕
 - 2 物品の提供を受け、その物品を部品、附属品又は原材料とする物品の製造、加工等に従事すること。
〔物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。〕
 - 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
 - 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
〔大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。〕
 - 5 自己ひとりで、又は同居の親族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。
- 【補助者】補助者とは、家内労働者と同居している親族で、家内労働者の仕事を手伝っている人をいいます。

委託者とは

次の四つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含みます。）であること。〔運送業者や建築業者は委託者とはなりません。〕
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
〔例えば、電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組み立てを依頼するときは委託者になりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。〕
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品又は原材料とする物品の製造、加工等を頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
〔直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請企業に委託する場合には、委託者とはなりません。〕

※ 原稿に従ったワープロ操作を行い、かつ、当該ワープロ操作により発生した電気信号を外部記憶媒体に保存する作業は、家内労働法にいう「加工」に該当します。

外部記憶媒体の提供又は売り渡しがあった場合は、家内労働法にいう「物品」の提供又は売り渡しがあったものとなります。

1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託のつど記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、あとで無用なトラブルが生じないように、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておくことが必要です。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。
 具体的には、委託者は家内労働者に仕事を委託する時は、原材料などの物品を支給するときまでに、基本的な事項として、
 - ・ 家内労働者の氏名 ・ 委託者の氏名 ・ 営業所の名称・所在地
 - ・ 工賃の支払い方法その他の委託条件 等
 を記入した「家内労働手帳」を交付しなければなりません。
 厚生労働省では、家内労働手帳のモデル様式を作成し、これを労働局及び労働基準監督署に備え付けています。

伝票式家内労働手帳 モデル様式

伝票式家内労働手帳
様式第1

基本委託条件の通知

平成 年 月 日

家内労働者	氏名				委託者	氏名			
	性別	生年月日				名称			
	住所					営業所所在地	Tel		
補助者	氏名				代理人	氏名			
	性別	生年月日				住所	Tel		

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。
 なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅
		ハ 委託者の営業所	ニ その他()
	支払期日	イ 毎月 日締め、 { 同月 翌月 } 日払い	ロ 納品の都度払い
通貨以外のもの 支払う場合の方法			
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅	
	ハ 委託者の営業所	ニ その他()	
不良品の取扱いに 関する定め (検査日に関する 定め)			
備考			

注) 家内労働をやめた日から2年間保存して下さい。

「家内労働手帳」は、様式が定められていますが、必要な事項を具備していれば、定められた様式以外のもの（例えば伝票式のもの）でもさしつかえありません。また、相手方の承諾を得て、電磁的記録によって交付することもできます。

また、「**家内労働手帳**」には、以下の内容を記入しなければなりません。

原材料の受け渡しのつど

- ・ 委託業務の内容
- ・ 工賃単価
- ・ 工賃の支払期日
- ・ 納品の期日 等

伝票式家内労働手帳
様式第2

No. _____

注 文 伝 票

平成 年 月 日

_____ 殿

委託者 _____

品 名	数 量	単 価	納 期	備 考

工 賃 支 払 期 日	平成 年 月	日付「基本委託条件の通知」による。
-------------	--------	-------------------

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)
 1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
 なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
 2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引渡しの日付並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

物品の受け渡しのつど

- ・ 受領年月日
- ・ 工賃支払額

伝票式家内労働手帳
様式第3

No. _____

受 入 伝 票

平成 年 月 日

_____ 殿

委託者 _____

品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合 計					

月 日締切分	累 計 金 額	備 考
--------	---------	-----

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)
 製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、
 (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
 (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

2 工賃は、原則として現金で、その全額を1ヶ月以内に支払いましょう

- 工賃は、原則として、**現金**で、その**全額**を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合は、郵便為替の交付、銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込みにより支払うことができます。
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから**1ヶ月以内**に支払わなければなりません。
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から**1ヶ月以内**に支払わなければなりません。
- 委託者は、工賃の支払いや原材料、製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

3 「最低工賃」を守りましょう

- 業種・地域ごとに「最低工賃」が決められている場合があります。
これらの仕事を委託している場合は、**最低工賃額以上**の工賃を支払わなければなりません。

・東京都内では、

- ①電気機械器具製造業 ②婦人既製洋服製造業 ③革靴製造業
- の3業種について最低工賃が定められています。



他の地域で定められている最低工賃についてのお問い合わせは、
東京労働局労働基準部賃金課へどうぞ

4 労働基準監督署に届出ましょう

委託状況届

- 委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

- ①委託者になったとき
- ②毎年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。

様式第2号

委 託 状 況 届

委託業務の内容	委託地域	家内労働者数					補助者数					代理人数	
		男		女		男		女					
		うち18才未満	計	うち18才未満	計	うち18才未満	計	うち18才未満	計				
	都道府県()												
	都道府県()												
	都道府県()												
	都道府県()												
	都道府県()												
	都道府県()												
備 考													

年 月 日

委託者 氏名 _____

_____ 労働局長 殿

注 意

1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入すること。
2 「家内労働者数」、「補助者数」及び「代理人数」は、都道府県別に記入し、「委託地域」欄()の内には、当該都道府県内における主たる委託地域の市町村名を記入すること。

家内労働死傷病届

- 委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、**負傷**したり、**病気**にかかって**4日以上**仕事を休んだ場合、又は死亡した場合には、すみやかに委託者の営業所を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。

様式第3号

家内労働死傷病届

死傷病者 (家内労働者 補助者)	氏名	性別	年齢	住 所	委託業務 の内容
委託者	名 称	事業の種類			
	営業所 所在地				
死傷病	発生日時 年 月 日 時	傷病名又は死因	傷害の部位	症状及び程度	休業日数又は死亡の日時
	死傷病の原因 及 発生状況				

年 月 日

委託者 氏名 _____

_____ 労働局長 殿

注 意

1 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。
2 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。

5

仕事による災害を防止するために 必要な措置をとりましょう

委託者

が守るべき事項

家内労働は、一般的に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということではできませんが、委託者が、家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる災害を防止するため、委託者は、次のような措置を講じなければなりません。

- ① プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。
- ② モーター、バフ盤などについては、覆いを取り付けること。
- ③ 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- ④ 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物については、漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を記載すること。

家内労働者

が守るべき事項

家内労働者も自ら積極的に災害防止に取り組むことが大切です。このため、次のようなことを必ず守るようにしましょう。

- ① 接着剤には、身体に害を及ぼす有機溶剤を含むものがあります。このような危険有害な原材料等を使用する場合には、換気をよくし、中毒にかからないようにしましょう。
また、有機溶剤は発火しやすいので、ストーブなどの火気にも気をつけましょう。
- ② プレス機械、織機などケガをするおそれのある機械を使用する場合には、安全装置を取り付けるなど、安全な方法で作業しましょう。
- ③ 危険有害な仕事に従事する場合は、必要な保護具を使用しましょう。
(例；強烈な騒音を発生する仕事では耳栓を使用する)
- ④ 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面を受け取ったら、見やすい場所に貼り、その注意事項は必ず守るようにしましょう。

家内労働者労災保険特別加入制度

家内労働者や補助者で、特に危険度が高いとされる特定作業（プレス機械や有機溶剤を使用する作業など）に従事する者は、希望により任意に、団体・組合を通じて、労災保険に特別加入できるようになっています。特別加入者が仕事に災害にあつて負傷したり、仕事が原因で病気になったりした場合には、療養補償給付、休業補償給付など、所定の保険給付が行われます。

6 その他、以下のようなことに気をつけましょう

● 帳簿の備付け ●

委託者は、家内労働者の氏名や工賃支払額などを記載した**帳簿**を備え付けておかなければなりません。

また、この帳簿は、最後に記入した日から**5年間保存**しなければなりません。

なお、帳簿は電子データによるものでも差し支えありません。

● 委託の打ち切りの予告 ●

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然その仕事を打ち切られると、生活に大きな影響を受けます。

したがって、委託者は同じ家内労働者に**継続して6ヶ月以上委託**している場合で、やむを得ず委託を打ち切らざるを得ないときは、その家内労働者にただちにそのことを予告するよう努めなければなりません。

● 就業時間 ●

家内労働者は、誰からもその就業時間を管理されることがなく、いつでも自由に就業することができますが、際限なしに長時間就労すると、健康を害したり、相互間の過当競争により工賃単価が低下する等の弊害をまねくこととなります。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者が**長時間の就業をしなければならないような委託をしない**ように努めなければなりません。

また、家内労働者は**長時間の就業をしなければならないような委託を受けない**ように努めなければなりません。

● 罰則 ●

努力義務以外の事項は、違反すれば罰則の適用があります。



「インチキ内職」

に気をつけましょう！



内職をはじめようとする方は、いわゆる「インチキ内職」に注意しましょう。

「簡単な作業で高収入」「新しい現金収入の道」「副業にピッタリ」などといったうたい文句で内職者をつのる広告宣伝がみられますが、中には条件の違いなどから思わぬ被害にあうようなケースがあります。

こうしたいわゆる「インチキ内職」には、以下のような例があります。

例 1

内職講習会と称して多額の受講料などを取り、委託した仕事については種々の条件をつけて買いたたいたり、仕上がり具合を問題にして買上げを拒否したりする。

例 2

相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額近くで売りつけ、工賃の取り決めはあいまいで、実際はそのとおりの収入が得られない。

例 3

あて名書きの仕事としながら、報酬は通信販売用のダイレクトメールに対する商品の申し込み数に応じた歩合制となっていたり、返還するとしていた保証金を業務をやめても返還しなかったりする。

例 4

「自宅で簡単にできる内職」という広告で、パソコンや教材を高額で売りつけたり、講習を受けさせ高額な講習料を取ったりする。そのうえ仕事も紹介されない。

これらの「インチキ内職」は、家内労働法で規制できないものが多く、一般の民事的・刑事的なトラブルとして処理されるものがほとんどです。また、家内労働法は主に製造業を対象とした法律で、例3のようなあて名書きや委託販売といった仕事は、内職であっても家内労働法にいう「家内労働」に該当しないために、家内労働法の適用がありません。

これらの「インチキ内職」の被害を防ぐには、内職希望者自身の注意が大切です。



誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」はふつつありえません。家内労働を始めるときは、あらかじめ**工賃などの委託条件をきちんと確認**しておけば、「インチキ内職」に限らず、後々無用なトラブルを招かずに済むでしょう。

「インチキ内職」の被害にあわないよう十分注意しましょう。

家内労働についてのご相談は

東京労働局労働基準部賃金課 電話 03(3512)1614

または、最寄りの労働基準監督署へ